

横浜市行政不服審査会答申
(第66号)

平成31年4月16日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、平成 30 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日までの間、平成 30 年 3 月分及び同年 4 月分の老齢基礎・老齢厚生年金 38,166 円（以下「本件年金」という。）を受給していたにもかかわらず、これについて生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 61 条に基づく届出をしないまま生活保護を受給した。

中福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対し、法第 78 条第 1 項に基づいて、本件年金に相当する額を徴収する旨の生活保護費用徴収金決定処分（平成 30 年 7 月 26 日付け中生支第 1673 号。以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件年金に相当する金額については、既に平成 30 年 2 月分及び 3 月分の生活保護費から控除されているなどとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

本件年金に相当する金額については、既に平成 30 年 2 月分及び 3 月分の生活保護費から控除されている。したがって、同金額について重ねて徴収を決定した本件処分は取り消されるべきである。

4 処分庁の主張の要旨

本件年金について、審査請求人は、自らに法第 61 条に基づく申告義務があることを認識していながら、年金受給の事実を隠蔽するため意図的に年金受給口座を変更しており、このことは生活保護手帳（別冊問答集）問 13-1（答）でいう、「届出または申告に当たり明らかに作為を加えたとき」に当たると考えられ、さらに、年金を受給していないという虚偽の申立てを行うことで処分庁を錯誤に陥らせたことは、法第 78 条における「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」場合に当たる。

したがって、審査請求人が受け取った本件年金（38,166 円）について、未認定の収入として認定し、法第 78 条の規定に基づいて同額を徴収することとした本件処分は適法である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件年金に相当する金額については既に平成 30 年 2 月分及び 3 月分の生活保護費において控除されている旨主張する。

この点、確かに同年 2 月分及び 3 月分の生活保護費については、その支給の時点において、それぞれ収入認定された 30,000 円が控除されて支払われていることは審査請求人の指摘するとおりであり、その内訳は次のとおりである

ア 平成 30 年 2 月収入認定分

(ア) 平成 30 年 2 月分老齢基礎年金・老齢厚生年金 19,084 円

(イ) 平成 29 年 12 月 15 日に受給した老齢基礎年金・老齢厚生年金 57,246 円のうち、10,916 円

以上合計 30,000 円

イ 平成 30 年 3 月収入認定分

(ア) 平成 30 年 3 月分老齢基礎年金・老齢厚生年金 19,084 円

(イ) 平成 29 年 12 月 15 日に受給した老齢基礎年金・老齢厚生年金 57,246 円のうち、10,916 円

以上合計 30,000 円

しかし、上記イ(ア)の平成 30 年 3 月分の老齢基礎年金・老齢厚生年金 19,084 円について行われた収入認定については、その後の平成 30 年 5 月 7 日付け決裁の生活保護費追加支給決定（年金認定削除）（通知番号第

6771号)によって収入認定の削除が行われている(これに基づいて同月15日に生活保護費の追加支給が行われている。)。この結果、本件処分がなされる前の時点においては、平成30年3月分の老齢基礎年金・老齢厚生年金については、収入として認定されていない状態(したがって、徴収もされていない状態)に戻ってしまっている。

また、そもそも平成30年4月分の老齢基礎年金・老齢厚生年金相当額については、上記ア及びイの収入認定の中に含まれておらず、平成30年5月7日付け生活保護費追加支給決定(通知番号第6771号)によって支給されている。

したがって、本件処分により収入認定された平成30年3月分及び4月分の老齢基礎年金・老齢厚生年金について、重ねて控除されていたという事実はなく、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 本件年金について法第78条に基づく徴収の対象とすることについて

審査請求人の受け取った本件年金は、法第61条に基づく届出義務の対象となる収入に該当する。

しかし、審査請求人は、処分庁に対し、本件年金受給期間に係る収入申告書において年金収入はないとの内容の申告書を提出し、当該義務を怠った。

かかる届出義務の懈怠に際し、審査請求人は、処分庁に対し、「厚生労働省異議申立にて審査中で、4月分年金は入りません。あしからず」と記載されたメモを提出したうえ、実際には、審査請求人名義の横浜信用金庫の預金口座に年金が入金されているにも関わらず、これを秘して、それまで審査請求人の年金が振り込まれてきた審査請求人名義の三菱UFJ銀行の預金口座の通帳の写しに手書きで「2月15日、4月15日の年金は入ってません」と記入したうえで、平成30年2月以降の年金が入金された履歴のない同通帳の写しを提出した。

この結果、処分庁は、本件年金が審査請求人に支給されていないと誤信し、前記の平成30年5月7日付け決裁の生活保護費追加支給決定(年金認定削除)(通知番号第6771号)を行っており、その後、処分庁による法第29条に基づく調査により、上記審査請求人名義の横浜信用金庫の預金口座に本件年金が振り込まれていたことが発覚するに至っている。

そして、審査請求人は、上記事実関係が発覚した後の面接において、役所のチェック機能を確認するために無断で変更した旨、動機を述べ、上記行為を故意的に行ったことを自ら認めていた。

以上によれば、審査請求人は、積極的に虚偽の事実を申告することにより、本件年金という収入を秘匿し、法第78条に定める「不実の申請その他不正な手段により保護」を受けたといえることができる。

よって、本件において、審査請求人が受け取った本件年金について、未認定の収入として認定し、法第78条の規定に基づいて同額を徴収することとした本件処分は適法である。

(3) 結語

本件処分は適法かつ妥当である。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年8月20日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出依頼
平成30年9月10日	・ 弁明書等受理
平成30年9月14日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
平成30年9月21日	・ 反論書受理
平成30年10月1日	・ 反論書（副本）の送付
平成31年2月13日	・ 口頭意見陳述の実施
平成31年3月8日	・ 審理手続終結

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成31年3月20日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成31年4月16日	・ 調査審議